## 公益財団法人 竜の子財団 助成事業募集要項

## 1. 目的

児童福祉の充実及び向上を推進する事により、未来を担う人材の育成の一環となる ことを目的とする。

## 2. 事業内容

(1) 助成対象者

助成対象者は、日本国内に所在する団体

(2) 助成対象事業

児童福祉向上を目的とする各種事業

(3) 助成金の額

1件あたりの上限額は設けない

## 3. 実施方法

(1) 交付の申請

申請者は、助成金交付申請書のほか、必要書類を作成し、財団に郵送する方法により提出する。

(2) 交付の決定

交付決定に当たっては、財団選考委員会において厳正に選考し、理事長がこれを決定する。

交付決定者に対しては、交付通知書を申請者に交付する。

不採択事業者に対しては、不採択通知書を交付する。

(3) 実績報告

助成事業者は、事業が完了したとき実績報告書を作成し財団に提出する。

(4) 助成金の支払い

財団は、前項の助成金交付通知書の交付より 30 日以内に、助成事業者に助成金を 交付するものとする。

(5) 交付決定の取消

下記のいずれかに該当した場合は、助成金交付の取消をすることができる。

- 1) 応募資格に該当しなくなった場合
- 2) 事業を主催する団体が解散した場合
- 3) 財団が定める受給者の報告義務等を怠った場合
- 4) 申請書に虚偽の事項があった場合